

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値を継続的に向上させるためには、経営の透明性、健全性、効率性を高めることが必要であり、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を築くことが重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】 議決権の電子行使、招集通知英訳化

当社は、自社の株主における海外投資家等に対して、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳による情報の開示・提供を進めるべきとの認識はあるものの、当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、原則を実施していません。

今後、比率が高まった場合は、その必要性について検証を行い、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳による情報開示の実施を検討してまいります。

【補充原則3-1-2】 英語での情報開示・提供

当社は、自社の株主における海外投資家等に対して、英語での情報の開示・提供を進めるべきとの認識はあるものの、当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、原則を実施していません。

今後、比率が高まった場合は、その必要性について検証を行い、英語での情報の開示・提供を検討してまいります。

なお、I-O DATA REPORTの英訳は実施しており、Annual Reportとして当社ホームページで開示しております。

【補充原則4-10-1】 指名・報酬等に関する独立社外取締役の関与・助言

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たす独立社外取締役2名を選任し、独立役員として東京証券取引所に届け出ておりますが、独立社外取締役の員数は取締役会の過半数には至っておりません。しかしながら、取締役会は、社外取締役3名を含む計6名で構成され、監査役4名(うち社外監査役3名)が取締役会に出席し、各自の豊富な経験と知見を活かし、活発な意見・質問・助言等を行っており、取締役会の機能の独立性と客観性は適切に担保されていると認識しております。

また、社外取締役と執行役員等との意見交換の場を設ける等して、社外取締役の当社事業への理解を深め、取締役会の実効性を高めるための諸施策を行っております。

【原則4-11】 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

当社の取締役会における取締役は、独立性基準を満たす独立社外取締役2名を含む6名からなり、企業経営の経験者や豊富なビジネス経験を有する者、担当事業分野に精通した者等で構成されています。ジェンダーや国際性は重要な考慮要素であると認識しておりますが、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすために適切な人材を、適正規模との両立を図る形で登用することとしています。

また、当社の監査役には、弁護士、公認会計士、金融機関の管理者等があり、財務会計に関する適切な知見を有している者が選任されております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】 政策保有株式

< 政策保有株式に関する方針 >

当社は、目下の経営戦略と課題、取引先との事業上の関係性を踏まえ、当該株式の保有が良好な取引関係および長期的な信頼関係の維持・強化に繋がり、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断した場合には、当該株式を保有することとしております。

< 政策保有株式に係る検証の内容 >

上記の方針の下、毎期取締役会にて個別銘柄ごとに保有目的の他、取引状況等の経済合理性を検証し、保有の適否を判断しております。この結果、当期はすべての銘柄について保有の妥当性があることを確認しております。

なお、今後の情勢の変化により、保有価値が失われた銘柄については、売却等による縮減を進めてまいります。

< 政策保有株式に係る議決権行使基準 >

政策保有株式の議決権行使にあたっては、保有先の経営方針を考慮しながら、短期的な業績や株価等に基づいた判断ではなく、非財務情報を踏まえた取引関係や、当社の企業価値向上を期待し得るかどうか等を総合的に勘案し、個別議案に対し賛否の決定を行っております。

【原則1-7】 関連当事者間の取引

当社は、関連当事者間の取引については、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、取締役会規程により、あらかじめ取締役会での審議・決議を要することとしており、その決議には、該当する役員を特別利害関係者として当該決議の定足数から除外した上で行っております。また、関連当事者間の取引については、事業年度末に定期調査を実施しております。

【原則2-6】 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社の企業年金は、確定拠出年金制度を採用しております。従って、積立金の運用は従業員自らが行っておりますが、従業員の資産形成に影響を与えること等を踏まえ、確定拠出年金の資産運用に関する従業員教育等に取り組んでおります。

【原則3-1】 情報開示の充実

- (i) 企業理念や経営戦略等、当社ホームページや決算説明会資料にて情報を開示しております。
- (ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を、コーポレート・ガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書にて開示しております。
- (iii) 取締役及び監査役の報酬等については、その方針と手続きを役員規程にて整備し、コーポレート・ガバナンスに関する報告書にて開示しております。
- (iv) 取締役候補については、当社の持続的な成長と企業価値向上に資する候補者であるか、また、人格ならびに識見ともに優れ、その職責を全うすることができるかを基準に選定し、候補者との対話の機会を持った上で、役員規程に基づき、取締役会で検討の上、決定しております。また、監査役候補については、会社の機関として取締役とはその職責を異にする独立した機関であることを自覚し、会社の健全な経営と社会的信頼の向上に留意し、株主の負託と社会の要請に応え、中立的・客観的に監査を行うことができる候補者であるかを基準に選定し、監査役会で検討・同意をした上で、最終的に取締役会にて決定しております。なお、執行役員については、社内規程に基づき、取締役会決議等の必要な手続きを経て、その選解任を行うこととしています。
- (v) 取締役・監査役の各候補者の選任・指名理由を、株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則4-1-1】 経営陣に対する委任の範囲

当社は、取締役会において会社の経営方針、法令及び定款に定められた事項、その他経営に関する重要事項等を決定しております。また、経営陣に委ねる範囲については取締役会規程、組織・業務分掌規程及び職務権限規程等において、取締役会、経営会議、代表取締役、各取締役、執行役員以下の職務権限を明確化しております。

【原則4-9】 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準を参考に、その適任性については、経営の意思決定及び業務執行を中立的な立場で監督し、当社の経営に有用な助言が期待できる人物であるかどうかを取締役会で審議検討の上、候補者を選定しております。

【補充原則4-11-1】 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方

当社の取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる社内取締役と、企業経営の経験者や弁護士、公認会計士等、豊富なビジネス経験を有する社外取締役及び監査役で構成されており、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための多様性と適正規模を両立した形で構成していると認識しております。

【補充原則4-11-2】 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況

当社役員の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書を通じ、毎年開示を行っております。

【補充原則4-11-3】 取締役会全体の実効性の分析・評価

当社は、取締役会の機能の向上を図るため、取締役会全体の実効性評価を実施しております。

< 分析・評価方法 >

全ての社外役員に対してアンケートを実施し、アンケート回答の集計結果に基づき評価を行い、取締役会において議論しております。

< アンケート項目 >

- ・取締役会の構成(取締役の人数、取締役の多様性、社外取締役の割合・属性)
- ・取締役会の運営(開催頻度、情報提供の適時性・網羅性、事前検討時間・審議時間、議事進行)
- ・取締役会の議題(付議事項の内容・範囲、付議の方法)
- ・取締役会を支える体制(情報提供・情報交換、専門家の支援)

< 評価結果の概要 >

分析・評価結果より、取締役会の構成は適正であり、経験や知識・能力の面における多様性は確保されていること、取締役会の意思決定機能および監督機能が十分に発揮されるよう取締役会の運営は適切に行われ、支援体制も確保されていることが、確認されています。一方、取締役会において審議される議案の範囲・分量について改善の余地があるとの意見があり、経営上の重要事項に集中して審議できるよう議案の範囲・分量については限定する方向での改善を検討しています。

【補充原則4-14-2】 取締役・監査役のトレーニングの方針

取締役および監査役については、事業・財務・組織等に関する幅広い知識を有している者から選任しており、就任に際し、必要に応じて研修を行っております。また、就任後も、会社法および時々の情勢に適した内容について、必要に応じ検討会等を実施し、取締役および監査役として必要な知識の習得およびその役割と責務の理解促進に努めています。

【原則5-1】 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、株主・投資家の皆様との対話の促進に向けてIR担当役員を選任すると共に、社長室及び管理部をIR担当部署として、連携をはかりながら積極的なIR活動の実施を心掛けており、機関投資家向け決算説明会や個人投資家向け企業説明会、株主総会後の懇談会等に於いて、役員が直接株主と対話する機会を設け、逐次個別取材等にも積極的に応じ、対話の充実をはかっております。また、毎年I-O DATA REPORTにおいて株主アンケートを実施しており、これらを通して頂いた株主からの意見・要望等については、会議体での報告やレポートの配布等により、取締役および関係部門へフィードバックし、情報の共有・活用をはかっております。

なお、株主等との対話においては、インサイダー情報の取扱いについて定められた内部情報管理規程に基づき、インサイダー情報を適切に管理し、公平な情報開示を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
細野 昭雄	2,514,643	16.94
公益財団法人I - O DATA財団	2,000,000	13.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	810,300	5.46

細野 幸江	763,780	5.14
マクセルホールディングス株式会社	740,000	4.98
株式会社北國銀行	306,662	2.06
有限会社トレント	269,675	1.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	263,100	1.77
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	200,900	1.35
三菱ケミカルメディア株式会社	200,000	1.34

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	6 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
新田 義廣	他の会社の出身者											
丸山 力	他の会社の出身者											
塚本 外茂久	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
新田 義廣	○	——	他の会社の取締役等を歴任し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営の意思決定および業務執行を中立的な立場で監督し、経営に有用な助言をいただくと判断し選任しており、当社との関係において、人的関係、資本的关系、その他の利害関係等の特別な関係がないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

丸山 力	○	——	他の会社の取締役等を歴任し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的な視点から当社の経営の意思決定および業務執行に有用な助言をいただくと判断し選任しており、当社との関係において、人的関係、資本的関係、その他の利害関係等の特別な関係がないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
塚本 外茂久		塚本外茂久氏は、2005年から2015年まで加賀電子株式会社の代表取締役であり、現在は同社の顧問を務めております。同社との間には、当社製品の販売や部品の仕入等の取引関係があります。	他の会社の取締役等を歴任し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、加賀電子株式会社は当社と取引関係にありますが、取締役個人が直接利害関係を有するものではなく、当社の経営の意思決定および業務執行について有益で率直な意見・提言をいただくと判断して、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役は、会計監査人が社内で行う監査に随時立ち会っており、当社と会計監査人で行われる各種の会議に同席しております。また、監査役は、内部監査部門との間で、事業年度毎の内部監査計画を協議するとともに、適宜に内部監査結果及び指摘・提言事項等についての協議及び意見交換をするなど、常に連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松木 浩一	公認会計士													
中村 和哉	他の会社の出身者										○			
長原 悟	弁護士													

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「●」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松木 浩一	○	公認会計士・税理士 松木浩一公認会計士・税理士事務所所長 株式会社マツキ・アンド・カンパニー 代表取締役社長 小松ウオール工業株式会社 社外取締役	公認会計士として企業会計等に関する幅広い専門的知見を有しており、当社の経営に対し、様々な見地から適時、ご助言を頂くことは、当社の経営の健全性に寄与するものと考えて選任しており、当社との関係において、人的関係、資本的关系、その他の利害関係等の特別な関係がないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
中村 和哉		中村和哉氏は、現在、株式会社北國銀行における代表取締役常務本店営業部長を務めております。同行は、当社の取引銀行の一行であります。	金融機関における長年の業務経験と豊富な知見を有しており、株式会社北國銀行は、当社の取引銀行の一行として取引関係はありますが、監査役個人が直接利害関係を有するものではなく、社外監査役として、企業経営の健全性の確保に有用な助言をいただけるものと判断しております。
長原 悟	○	長原法律事務所 弁護士	弁護士として諸法令に精通し、幅広い専門的な知見を有しており、社外監査役として、当社の経営に対し、様々な視点から適時、ご助言を頂くことは、当社の経営の健全性に寄与するものと考えて選任しており、当社との関係において、人的関係、資本的关系、その他の利害関係等の特別な関係がないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明 更新

報酬の一部について利益連動としており、その算定方法は有価証券報告書に記載しております。また、社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告において、役員報酬については取締役、監査役及び社外役員の別に総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬限度額は、平成8年9月26日開催の第21期定時株主総会において、取締役分が年額120百万円以内、監査役分が年額15百万円以内と決議いただいております。各役員の報酬(賞与含む)につきましては、役員規程に基づいて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役及び社外監査役の職務を補助する専任の組織・使用人は置いておりませんが、社外取締役の業務補助は、管理部門が担当し、取締役会等の重要な会議に際し、関係書類の配布ほか、適時必要な情報を伝達しており、取締役会議案等について、業務執行取締役等から必要に応じ事前説明を行っております。

また、社外監査役を含め、監査役の職務の補助は、監査室および管理部門が担当し、取締役会および監査役会等の重要な会議に際し、関係資料の配布のほか、適時必要な情報を伝達しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 取締役会

当社は、業務執行・監視の仕組みとして、取締役会は、社外取締役3名を含む6名で構成されており、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、会社の経営方針、その他経営に関する重要事項を協議・決定しております。また、毎週取締役に加え部長以上で開催する経営会議において業務執行を協議・決定しております。それ以外に取締役間で随時、会議、打合せを行い、取締役相互の業務執行・監視を行っております。

(2) 監査役会

当社は、監査役会設置会社であり、内部統制上の仕組み及び経営監視機能として有効であることから監査役制度を採用しております。監査役会は4名で構成されており、うち3名が社外監査役であります。監査役会は、毎月1回の定例監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

(3) 執行役員

当社は、取締役会の意思決定及び業務執行の迅速化かつ効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。

(4) コンプライアンス委員会

当社は、企業倫理とコンプライアンスの徹底を図るため、当社企業グループ従業員を対象とする「アイ・オー・データ機器行動憲章」及び「アイ・オー・データ機器行動規範」を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の強化を図っております。

(5) リスク管理委員会

当社は、事業に影響を及ぼすリスクに備え、リスク管理の基本方針を「リスク管理規程」に定め、リスク管理委員会を設置し、予防及び発生時に適切な対応を取るための体制整備を進めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行を監督する機能を取締役会が持つことにより、経営効率の向上と的確かつ戦略的な経営判断が可能な経営体制をとっております。さらに取締役会に対する十分な監視機能を発揮するため、社外取締役3名を選任するとともに、監査役4名中3名を社外監査役としております。これらの体制により、十分なコーポレート・ガバナンスを構築しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より数日早く発送しております。
その他	当社は、株主が総会議案の検討期間を確保できるよう、招集通知を発送する前に、「招集通知」及び「インターネット開示事項」を当社上場取引所及び当社ホームページに公表しております。 また、株主総会においては、株主からの質問に対し、できる限りの時間をかけて議長(社長)より回答することに取り組んでおり、株主総会後には株主懇談会も実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に複数回、証券会社各社主催による企業説明会に参加する形で実施。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間(2月中旬)及び決算(8月中旬)の年2回実施。 証券アナリストを対象に、会長及び社長並びにIR担当者による業績及び今後の見通しについての説明。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料、有価証券報告書等の資料を掲載しております。 (https://www.iodata.jp/)	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: 社長室および管理部 IR担当役員: 代表取締役社長 濱田尚則 IR事務連絡責任者: 社長室 室長 真田秀樹	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」及び「アイ・オー・データ機器 行動憲章」を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「ISO14001(環境マネジメントシステム)」の認証を取得し、事業活動と自然との調和共生を目指した事業活動を推進しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に則り、内部統制システムの整備に関する基本方針を下記のとおり決定しております。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 企業価値の向上と、社会の一員として信頼される企業となるため、法令・定款及び社会規範の遵守を経営の根幹に置き、その行動指針として、「アイ・オー・データ機器 行動憲章」及び「アイ・オー・データ機器 行動規範」を定め、取締役及び使用人はこれに従って、職務の執行にあたるものとする。
- (2) 代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題の審議とともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓発・教育を行う。
- (3) 違反行為等の早期発見と是正を目的とする報告体制として、コンプライアンス委員長、事務局及び社外監査役を情報受領者とする「コンプライアンス・ヘルプライン」を構築し、効果的な運用を図り、報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。
- (4) 「アイ・オー・データ機器 行動規範」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、毅然とした態度で一切の関係を遮断することを定め、不当要求等に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的に対応するものとする。
- (5) 代表取締役社長が直轄する監査室を置き、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び常勤監査役に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切かつ確実に保存及び管理するものとし、取締役及び監査役は、適時これらの情報を閲覧できるものとする。

3. 会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」により経営活動上のリスク管理に関する基本方針及び体制を定め、これに基づくリスク管理体制を整備、構築することによって適切なリスク対応を図る。
- (2) 当社及び子会社の経営活動上のリスクとして、市場関連リスク・信用リスク・品質リスク・コンプライアンスリスク・海外カントリーリスク等を認識し、そのリスクカテゴリー毎の把握と対応管理責任者の体制を整備する。
- (3) 社長室が全体のリスクの統括管理を担当することで、リスク情報を集約し、内部統制と一体化したリスク管理を推進する。また、重大な事態が生じた場合には迅速な危機管理対策が実施出来る体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 市場環境変化に対する迅速な意思決定を図るため、執行役員制度を導入し、職務執行権限と責任を執行役員へ委譲する。
- (2) 取締役会は、原則毎月1回開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、執行役員以下の職務執行の状況を監督する。
- (3) 取締役、常勤監査役、執行役員及び部長職で構成する経営会議を原則毎週1回開催し、業務執行上の重要課題について報告・検討を行う。
- (4) 取締役、執行役員及びその他使用人の職務分掌と権限を社内規程で明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「関係会社管理規程」等の社内規程に従い、子会社管理を管掌する部長を置き、子会社の取締役の執行を監視・監督する。
- (2) 子会社の経営活動上の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し、承認を得て行うこととする。
- (3) 定期的に子会社と連絡会議を開催し、グループ間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図る。
- (4) 当社の監査室は、定期的に子会社の業務監査、内部統制監査等を実施し、その結果を代表取締役社長及び常勤監査役に報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補助すべき使用人は、監査室及び管理部門に所属する者の中から配置し、職務を兼務するものとする。

7. 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

監査役を補助する使用人の任命、異動、人事考課、処罰等については、監査役会の意見を聴取し、尊重するものとする。また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役及び上長等の指揮命令を受けないものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社の取締役及び使用人等、並びに子会社の取締役・監査役及び使用人等は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うとともに、次のような緊急事態が発生した場合には、遅滞なく報告するものとする。
 - (a) 当社の経営上に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上に係る諸問題
 - (b) その他当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事象
- (2) 監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。

9. 会社の監査役会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査役会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役会の請求等により速やかに処理を行う体制とする。

10. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役と代表取締役社長及び他の取締役との間で適宜に意見交換会を開催する。
- (2) 監査室は、監査役との間で、事業年度毎の内部監査計画を協議するとともに、適宜に内部監査結果及び指摘・提言事項等についての協議及び意見交換をするなど、常に連携を図るものとする。
- (3) 監査役及び監査室は、会計監査人との間でも情報交換等の連携を図っていくものとする。

以上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「アイ・オー・データ機器 行動規範」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、毅然とした態度で一切の関係を遮断することを定めており、企業防衛対策協議会に加盟し、不当要求等に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的に対応する体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

特に導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

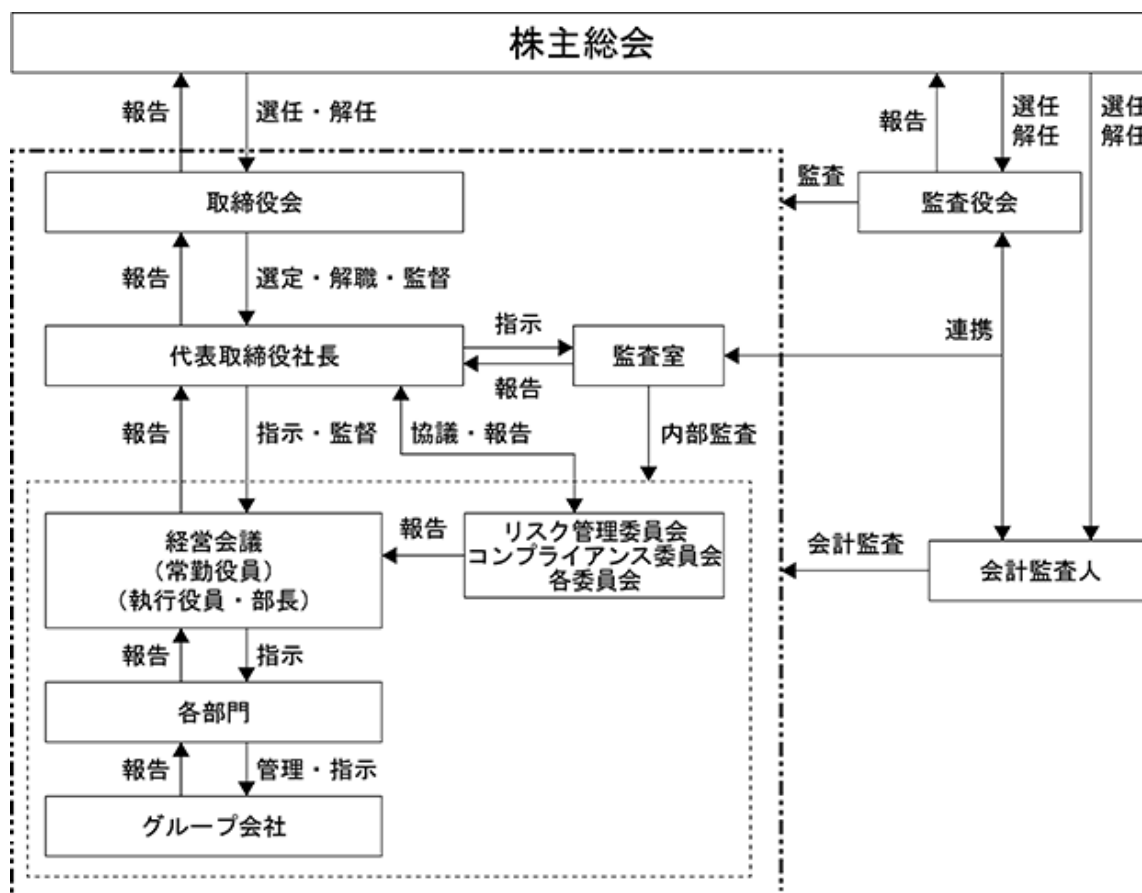
適時開示社内体制の概要

当社は、投資者に適時適切な情報開示を行うことを基本姿勢とし、以下の社内体制で適時開示に取り組んでおります。

当社は重要事実が適時かつ適切に開示されることを確保するために、平成16年12月により高い倫理性・誠実性・社会的正義に則って企業活動を推進することを基本とした「アイ・オー・データ機器行動規範」を策定し、企業倫理の徹底に取り組んでおります。又、経営の透明性を高めるために積極的なディスクロージャーを行うことが必要と考え、適時プレス発表を実施するほか、当社ホームページ上にてIR情報やニュースリリースを掲示しております。

当社及び関係会社における重要な会社情報につきましては、当社の各部門、関係会社責任者より管理部に情報が集約・管理される体制となっており、これらの情報が適時開示規則により開示を要する事項であるかどうかの判断は管理部長が行っております。適時開示を要すると判断された情報は直ちに代表取締役社長に報告され、代表取締役社長が取締役会に上程し、承認・決議を経て速やかに開示を行います。なお、管理部長は開示前の情報の漏洩がなきよう内部情報管理規程に従い、管理部内で情報の管理を徹底します。

当社は、適時開示を要すると判断された情報のほか、重要な会社情報の管理は、内部情報管理規程、情報セキュリティ規程、情報セキュリティ運用管理規程を定めて、適切な情報管理の徹底と管理体制の維持に努めており、当社のネットワークシステムにおいては、権限者以外の利用を制限する仕組みの構築により、開示前の適時開示資料、プレスリリース資料等が、開示予定時刻以前に社外及び社内の権限のないユーザによる不正アクセス、改ざん及び漏洩などが発生しないようにシステムコントロール対策を実施しております。



< 適時開示体制に関する模式図 >

